

# 山形県元気な農業人材確保プロジェクト

## ～経営継承・研修支援～

これから農業を始める方へのアドバイザーの設置、農業を継承したい農家への支援を実施します。

### 事業のメニュー

農業を始める、継承するための支援を以下のメニューで実施します。

#### ① 経営継承準備支援

農業を継承したい農家に対して、継承に必要な不動産鑑定や契約書作成費用を支援します。

【補助対象者】 継承を希望する農家（子及び孫への継承を除く）

【補助額】 対象経費の1/2又は50万円のうちいずれか低い額

【対象経費】 不動産鑑定料、契約書作成及び不動産登記に要する経費、  
農業用機械査定に要する経費 等

【対象者となる要件】 以下の①～③のすべてを満たす者

- ① 継承を希望する農家と継承する者がやまがた農業支援センターへ経営継承相談をしていること
- ② 全国農業会議所が運営する経営継承相談及び就農相談データベースに登録されていること
- ③ 継承に合意している又は合意する見込みがあること



#### ② 農業研修支援

新たに農業を始める方へのアドバイザー(先輩農家)を配置し、その活動について支援を行います。

【補助対象者】 就農定着支援アドバイザー（先輩農家）

【補助額】 2千円/時間（1年目上限10万円、2年目上限5万円）

※アドバイスを受ける者が認定新規就農者である場合は最長2年  
認定新規就農者でない場合は最長1年

【対象者となる要件】 以下の①～④のいずれかを満たす者

- ① やまがた農業支援センターの登録受入農家
- ② 新規就農者受入協議会の会員
- ③ 市町村の推薦がある者
- ④ その他やまがた農業支援センターが認めたもの

【アドバイスを受ける者の要件】 以下の①、②のいずれかの者

- ① 令和5年4月1日以降に認定新規就農者となった者（見込みの者を含む）
- ② 令和5年4月1日以降に農業経営を開始した**県外からの移住者**

※要件により支援内容が異なりますので詳細は、ホームページをご確認ください。



## 応募の流れ

### ① 経営継承準備支援

● やまがた農業支援センターへ継承について相談

● 県庁 農業経営・所得向上推進課に交付申請書を提出

● 県から決定通知書を送付

#### お問い合わせ先

<制度に関するお問い合わせ>

山形県農林水産部

農業経営・所得向上推進課

☎ Tel: 023-630-2464

<制度活用の事前相談>

やまがた農業支援センター

☎ Tel: 023-641-1117



### ② 農業研修支援

#### アドバイザー

● やまがた農業支援センターへ事前相談

● 交付申請書等を提出

● 交付決定書、認定通知書を送付(やまがた農業支援センターから双方に連絡します)

● 指導開始

#### 新規就農者

● やまがた農業支援センターへ事前相談

● 認定申請書を提出

● 研修開始

#### お問い合わせ先

<各種事業のご相談>

やまがた農業支援センター

(山形県山形市緑町1丁目9-30)

☎ Tel: 023-630-1117



山形県農業経営・所得向上推進課  
農業担い手・所得向上推進担当  
TEL: 0236-630-2464